法律の現場から 123

安保関連法から1年が経過して

弁護士　新山　直行

昨年、日本に大議論を呼んだ安保関連法の成立から1年が経過し、いよいよ本格的な運用段階に入りました。

ところで、中国や北朝鮮などの東アジア諸国の脅威論が安保関連法の賛成派の主たる論拠となっていたと記憶しています。確かに、最近になっても北朝鮮は核ミサイルの実験を行っていますし、中国船は日本の領海内に入ってきたりもしています。

もっとも、現在において、安保関連法の実用として念頭に行われているのは、駆けつけ警護や宿営地共同警護などの新任務です。現に南スーダンの国連平和維持活動（PKO）に派遣される自衛隊が、駆けつけ警護のなどの新任務の実働訓練に入ったとの発表もありました。そもそも駆けつけ警護が本当に平和に資するのかという別の問題もあるところですが、それを置いておいても、安保関連法の実用を見てみると、様々な脅威から日本を防衛するためというよりは、アメリカへの従属がますます強まりアメリカに協力することこそが中心では、と感じてしまいます。

法は可決されたとしても、国民の世論により今後を左右できるものですから引き続き議論は続けていくべきです。